4

公益財団法人軽種馬育成調教センター

日高育成総合施設軽種馬育成
調教場馬房・宿泊施設使用規則

公益財団法人軽種馬育成調教センター
日高育成総合施設軽種馬育成
調教場馬房・宿泊施設使用規則

（制定　平成５年６月29日）
（改正　平成15年８月１日）
（〃　平成21年12月22日）
（〃　平成27年９月29日）
（〃　平成28年１月29日）
（〃　令和元年12月25日）

（趣旨）

第１条　この規則は、育成調教場内の馬房・宿泊施設及びその付属施設（以下「馬房等」という。）を育成調教責任者に使用させる場合に必要な事項を定めることを目的とし、馬房等の使用については、日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理要綱並びに日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（使用期間の上限）

第２条　馬房等を使用させる期間の上限は６箇月とする。ただし、諸状況を勘案してこの期間を延長することがある。

（使用の単位）

第３条　馬房・宿泊施設は、一馬房又は一居室を単位として使用させるものとする

（入退きゅう等）

第４条　入きゅう及び退きゅうは、公益財団法人軽種馬育成調教センター（以下「センター」という。）が業務を行っている間に行うものとする。宿泊施設への入室及び退室についても同様とする。

（使用の申請及び承認）

第５条　馬房等を使用しょうとする育成調教責任者は、別に定める使用申請書を、場長に提出し、その承認を受けるものとする。

２　場長は、前項の承認に当たり、必要と認めるときは条件を付するものとする。

（使用料の納付）

第６条　育成調教責任者は、当月分の馬房等の使用料を、翌月末日までに、場長の指定する銀行口座に振り込むものとする。

（入きゅう馬の検査）

第７条　場長は、必要と認めるときは、育成調教しようとする馬に対し、疾患の有無の確認、検疫等の検査を行うものとする。

２　場長は、前項の検査の結果により入場の拒否その他の必要と認める措置をとることができる。

３　育成調教責任者は、前項の措置に速やかに従わなければならない。

（宿泊）

第８条　育成調教責任者及び実施要領第1 3条第１項の許可を受けた育成調教責任者代行者並びに実施要領第1 4条第２項の承認を受けている調教要員等（以下「育成調教責任者等」という。）でなければ、宿泊施設に宿泊することができない。ただし、センターの業務上必要がある場合であって、理事長が特に認めた者についてはこの限りでない。

２　宿泊施設に宿泊している者が次の各号の一に該当するときは、その宿泊を禁止する。

⑴　育成調教場内において秩序又は規律を乱したとき。

⑵　宿泊施設の備付物件を搬出し、又は故意に破損したとき。

（馬房等の改造等の禁止）

第９条　育成調教責任者等は、馬房等を改造し、又は工作物を設置してはならない。

（公示事項の厳守）

第１０条　育成調教責任者等は、育成調教場の構内における規律の維持、衛生、防火その他の馬房等の管理に関する場長の公示事項を厳守しなければならない。

（管理義務）

第１１条　育成調教責任者は、当該馬房等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

２　使用中の馬房等が破損した場合、当該育成調教責任者は、その旨を速やかに場長に届け出なければならない。この場合において、場長は、その破損が故意又は過失によるものと認めたときは、期間を定めて当該育成調教責任者に修理させ、又は修理に要する費用を負担させるものとする。

（使用変更の届出）

第１２条　育成調教責任者は、予め届け出た使用期間内において、当該馬房等を使用する必要がなくなったときは、その旨を場長に届け出なければならない。

（使用の終了時の処置）

第１３条　育成調教責任者は、馬房等の使用を終了したときは、当該馬房等について、原状に復した後、センター職員の立会いのもとに明け渡すものとする。この場合において、原状に復さないときは、場長は原状に復する費用を請求するものとする。

附　則

この規則は、平成５年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成15年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成22年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成27年10月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成28年２月１日から施行する。

２　第８条第１項ただし書の規定により宿泊を認められた者に対する宿泊施設及びその付属施設の使用料の徴収については、理事長がその都度定める。

附　則

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

（日高育成総合施設軽種馬育成調教場馬房・宿泊施設使用規則）